

# 2019年度「公契約に関するアンケート」の結果について

茨城県労働組合総連合

## はじめに

茨城県労働組合総連合（茨城労連）では、毎年県内44市町村のご協力のもと、各自治体で働く非正規職員数や賃金・労働条件、各自治体が発注する公共事業や委託事業のもとで働く労働者の適正な労働条件の確保のために行っている各自治体の取り組み、労働行政の実態等を把握し、それぞれの改善を求める運動の一環として「公契約に関するアンケート」を毎年12月に実施しています。

令和元年7月に茨城県が行った県政世論調査での「県政への要望」では、第1位が「地域医療・福祉の充実（医療・福祉人材確保、医療提供体制・地域保健の充実、がん対策等）」、第2位が「高齢者の保健・福祉・医療・介護サービスの充実」、第3位が「結婚・出産・子育て支援（幼児教育・保育サービスの充実、子育て環境の整備・虐待防止等）」でした。

医療体制の充実、高齢者福祉の充実、子育て支援を求める県民からの要望はいつそう切実なものになっており、それらを公務・公共サービスとして提供する市町村の役割はますます重要になってきています。

公務・公共サービスの充実の観点からも、非正規職員の正規職員への転換、最低賃金の全国一律1500円の引き上げ、賃金・労働条件の改善が強く求められています。

## 1 非正規職員数と雇用実態

(1) 県内44市町村の職員数（病院・消防を除く）は34846人（前年34,750人）、内正規職員20463人（前年20,378人）、非正規職員14383人（前年14,372人）で、非正規率は前年より0.1%減の41.3%でした。前年に比べると正規職員は85人（前年122人）増え、非正規職員は11人（前年96人）増えています。

(2) 2006年のアンケート調査開始時の正規職員数は24,119人で、今回の調査ではこの12年間で3,656人（前年3,741）減少しています。非正規職員が40%を超えている自治体は18自治体で昨年より3自治体減少しています。50%を超えているのは4自治体で、昨年と同数です。

(3) 2006年のアンケート調査開始時に比べて、正規職員の削減数が最も大きい自治体は取手市の422人（前年411人）がトップで、日立市231人（前年224人）、筑西市223人（前年201人）と200人を超えています。

正規職員の前年比は16年-144から17年+219、18年+122、19年+85と改善されていますが、残念ながら今年は改善が縮小されています。公務・公共サービスを充実させるためにも、全ての市町村で正規職員の削減にストップをかけて、非正規職員の正規化をすすめるべきです。

(4) 2006年の「低い時給額」の平均は744円でした。今回の調査での平均は870円（前年854円）で、12年間で126円（前年110円）引き上げられたこととなります。

平均額870円は、2019年10月に849円に引き上げられた茨城県の最低賃金を21円（前年32円）上回っていますが、時給額1000円以上にはほど遠い額になっています。2020年10月の最低賃金が、仮に27円引き上げられた場合876円になりますが、今回の調査では「低い時給額」の平均が876円以下の自治体が30市町で、最低賃金ぎりぎりの時給しか払っていないことが明らかになっています。

また、2020年4月から臨時職員等の非正規職員は会計年度任用職員になりました。

会計年度任用職員は、「同一労働・同一賃金」を受けて成立した制度で、これまでの非正規労働者の賃金や労働条件の改善を目的にしたものです。今回の調査では、20年度の時給改訂額の平均は、回答のあった市町村ですが920円になっています。つくば市の1093円というような改善例もありますが、時給900円以下の市町村も多く、最低賃金ぎりぎりの時給になっています。

県は臨時・嘱託非正規職員の時給を2020年4月から1134円に改善していますが、県や市町村が最低賃金に合わせるのではなく、率先して非正規職員の賃金を上げることで最低賃金の引き上げを作り出していくことが求められています。また、公務・民間を問わず人手不足が深刻になっていますが、人手不足の解決には賃金引き上げ等の労働条件の改善が欠かせません。

(5) 非正規職員に一時金（ボーナス）を支給している自治体は太子町、大洗町、河内町、五霞町の4町でそれ以外は不支給になっています。また、退職金はすべての自治体が一時的に支給されず、一時金などについては、会計年度任用職員になることで改善されますが、今回の調査では調査の対象になっていません。

(6) 非正規保育士の時間額は、行方市の1,452円を最高に1,000円以上の自治体が36自治体（昨年33自治体）になっています。一般事務に比べて保育士の時給が高くなっているのは、保育師の人手不足解消が深刻な課題になっているためです。しかし、こうした実態になっていても、多くの保育の職場では人手不足は解消されていません。

(7) 正規職員に占める女性は、正規職員20,463人の内女性は8,296人（前年8,175人）で40.5%を占めています。

年金制度改悪によって公務員の支給開始年齢が、今年から64歳になりました。2022年からは65歳支給開始になります。今回の調査では、再任用者は1,102人（前年1,033人）でした。

再任用者1,102人のうち女性の再任用者は294人（前年267人）で、平均は26.7%ですが、女性の再任用者の数は市町村によって異なっています。

(8) 昨年からは非正規職員に占める女性の数を調査しています。全県の女性の比率は80.9%で、非正規職員の多くが女性であることが明らかになりました。5つの自治体は90%を超えています。女性活躍といいながら、市町村役場において低賃金の非正規労働者を女性が占めるということは、ジェンダー平等の観点からも改善すべき問題です。

今や働くものの4割が非正規労働者で、全国では2,000万人を超えています。もはや非正規職員なくして公務・公共サービスは成り立ちません。昨今の人手不足の中で、必要な仕事に見合った非正規労働者を含め労働者を雇用することが難しくなっています。公務・公共サービスの充実の面からも、非正規職員の賃金、労働条件の改善が求められています。

## 2 進まぬ公契約条例の制定

(1) 公務・公共サービスの民間委託化・アウトソーシングが進んでいます。今回の調査では、7自治体（前年11自治体）が「外部委託予定」と回答しています。自治体の行財政の厳しさを理由に、公務・公共事業の効率化やコストダウンの高まりと相まって、仕事の確保を最優先した外部委託が増加していると考えられます。しかし、その影響が元請け・下請け企業の経営悪化や、そこで働く労働者の賃金・労働条件の低下、ひいては雇用まで悪影響を及ぼしています。

一方で、全国的には公務・公共サービスの「質」の確保と公契約のもとで働く労働者の賃金・労働条件の改善、地域循環型社会の構築を図る観点から、全国的には「公契約条例」「要綱」を整備する自治体が増えてきています。

(2) 残念ながら県内自治体では、「検討する」の回答が寄せられているものの、条例制

定には至っていません 2018 年度の県民要求茨城共同運動連絡会の要求に対し、県の担当課からは「労働基準法など関係法令を遵守した労使間の自主的な取り決めに委ねることが適当」「国の立法政策によって対応すべきもの」等の回答が寄せられました。

各市町村における公契約条例の制定が進まない背景には、県のこうした消極的な姿勢が反映されています。

### 3 拡充が進まない市町村労働行政

(1) 労働行政の専任の職員がいるのは日立市、常陸大宮市、ひたちなか市、稲敷市、境町の 4 市 1 町だけで、その他は兼務です。兼務もないのが大子町、東海村、行方市、桜川市です。県内 44 市町村の労働行政の担当職員総数は、今年の 106 人から 3 人増えて 109 人です。

(2) 労働費予算がゼロの自治体は、東海村、笠間市、城里町、潮来市、行方市、稲敷市、美浦村、河内町の 8 市町村です。県内 44 市町村の労働費予算額の平均は 13707 円で、今年の平均 13541 よりも 166 円微増しています。

約 80 %以上が給与所得者でありながら、そのために使われる労働費予算がゼロであったり、ごくわずかでしかないのは問題です。安定した税収を確保するためにも、労働行政を充実し、若者やすべての労働者の働く場（雇用）の確保や定住の促進を行政が推進していく必要があります。

### 4 調査結果を運動に生かして

(1) 民間職場に限らず、公務の職場も人手不足が深刻化しています。これまでは、国からの「行革」の押しつけのもとで、正規職員の不補充、非正規職員の配置増が強行されてきました。しかし、人手不足の深刻化のもとで、賃金や労働条件の改善をしなければ、公務・公共サービスを保障する雇用の継続・確保はできません。また、非正規労働者の増加の中で、ワーキングプアが 1,100 万人を超えています。最低賃金ぎりぎり働くワーキングプアの増加は地域経済の発展を阻害しています。茨城労連は、非正規労働者の正規化、非正規労働者の賃金の引き上げ、労働条件の向上に取り組んでいきます。

(2) 公契約のもとで働く労働者は 1,000 万人とも言われています。その多くが低賃金のもとで働いています。公契約条例は、条例が規定する賃金水準や社会保障費用をきちんと確保させることによって、ダンピングや低価格入札を防止します。公契約条例は下請け工賃を安定させ、質の高い公共工事（公務・公共サービス）を確保することにつながります。茨城労連は、引き続き茨城県をはじめとした自治体に公契約条例の制定を働きかけていきます。

(3) 茨城県の最低賃金は、昨年 10 月から 27 円引き上げられて 849 円になりましたが、1 日 8 時間、月 22 日間働いても月額 149,424 円です。最低賃金は全国平均が 901 円で、最高が東京都の 1,013 円です。茨城県の県南地区では、高校生や若者が最賃の高い千葉県や東京都に流失しています。私たちは、税や社会保障の減免など中小企業支援の充実を求めながら、8 時間働けば人間らしい生活ができる最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制度の確立を求め、引き続き取り組みを強化していきます。

(4) 「働き方改革」関連法が、2019 年 4 月から施行されました。そもそも、労働時間の原則は「1 日 8 時間、週 40 時間」であり、36 協定を結ぶことで時間外労働が認められます。定時出勤・定時退勤を原則としながら、時間外労働の上限規制の原則である「月 45 時間、年 360 時間」を守らせるとともに、仕事の終了から翌日の仕事の開始まで 11 時間以上空けるべきだとする「勤務間インターバル規制」を各職場でも具体化すべきです。